

## 第5章 誘導区域・誘導施設

---

- 5-1 誘導区域
- 5-2 都市機能増進施設（誘導施設）
- 5-3 春日市における届出制度の運用



## 第5章 誘導区域・誘導施設

### 5-1 誘導区域

「第4章 目標と基本方針」のもと、市街化区域において、住宅及び都市機能増進施設\*の立地の適正化を図るための区域として、居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定します。

\*都市再生特別措置法第81条において、「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」と規定されています。

表 立地適正化を図る区域（市街化区域内）とその目的

区域と法制度の関係	区域設定の主な目的
<b>居住誘導区域</b> 都市再生特別措置法 第81条 第2項 第2号	○居住者の居住を誘導するために、居住環境の向上、公共交通の確保、その他、施策や必要な支援措置等を講じる ▶第6章6-1居住誘導に係る施策 ○区域外における、一定規模を超える建築等の行為の届出を受けて、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告を行うこと ▶第5章5-3春日市における届出制度の運用
<b>都市機能誘導区域</b> 都市再生特別措置法 第81条 第2項 第3号	○区域内への都市機能増進施設の立地を誘導するために必要な施策や支援措置等を講じる ▶第6章6-2都市機能誘導に係る施策 ○区域外での都市機能増進施設の計画・整備の届出を受けて、規模の縮小や区域内への立地など、必要な勧告、区域内の土地のあっせん等の支援を行うことがある ▶第5章5-2都市機能増進施設(誘導施設) + 5-3春日市における届出制度の運用

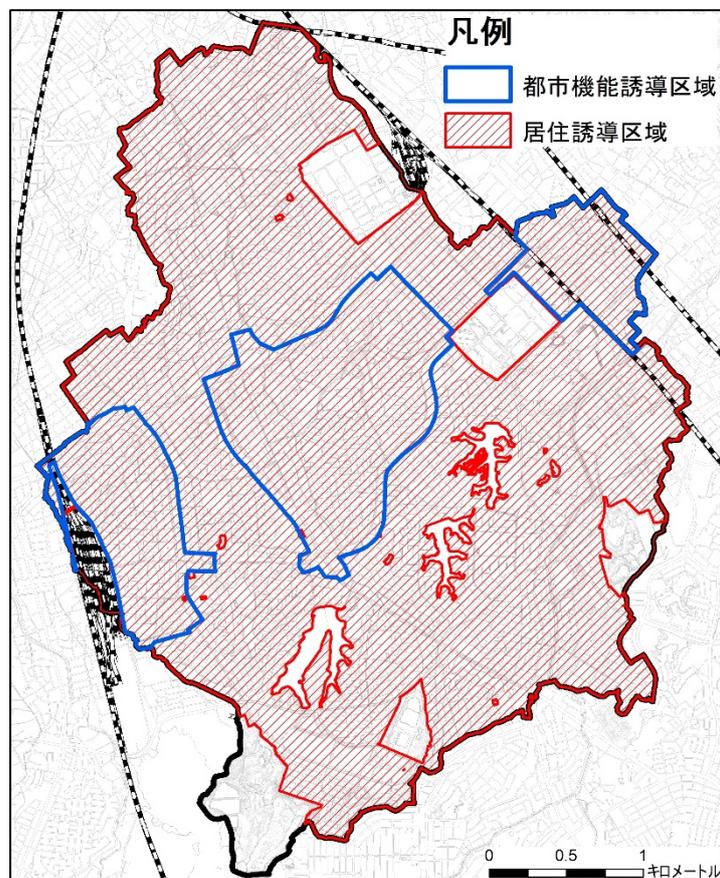


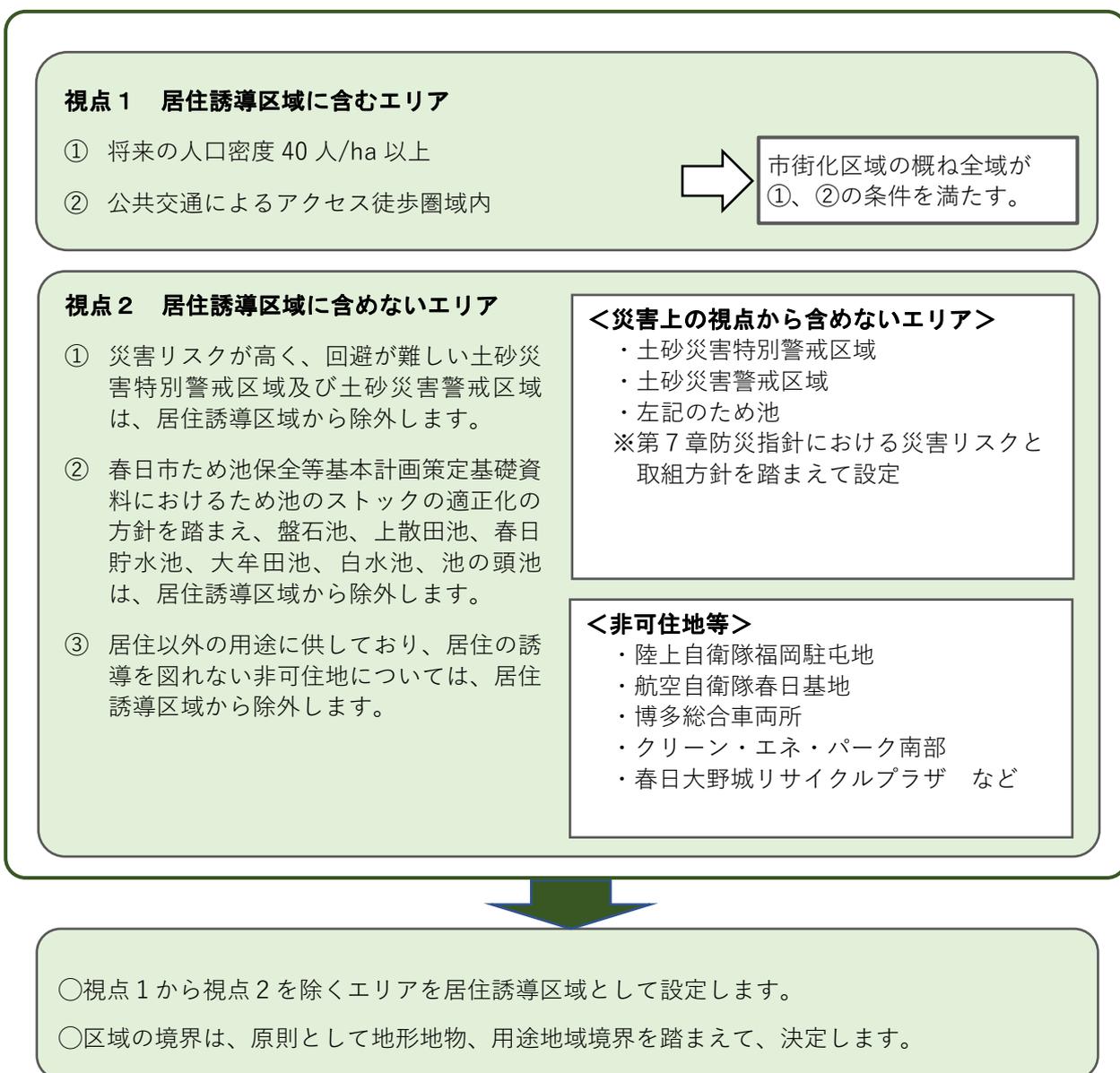
図 春日市において立地適正化を図る区域

## (1) 居住誘導区域

本市においては、下記の区域設定の考え方に基づき、市街化区域の概ね全域を居住誘導区域に設定し、将来にわたり高い人口密度の維持を図っていきます。

### 1) 区域設定の考え方

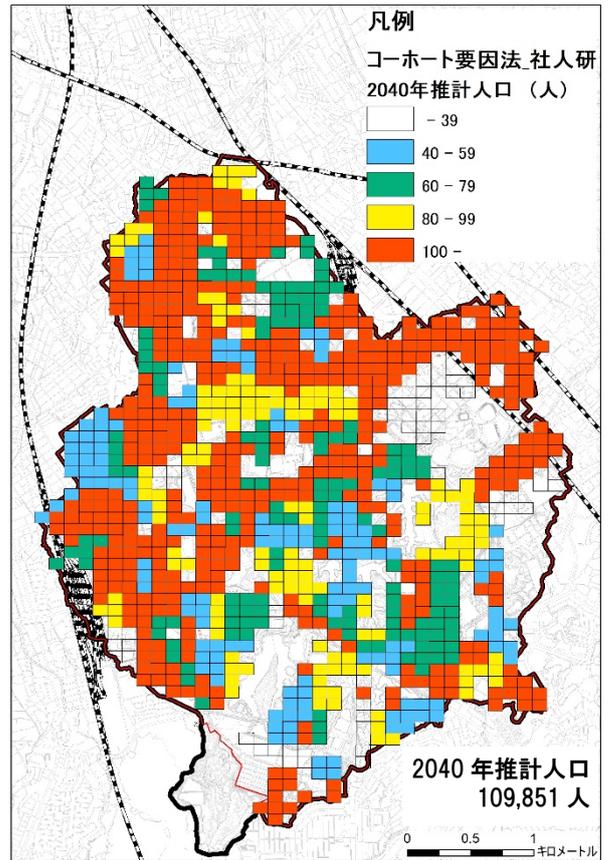
- ・ 14.15 km<sup>2</sup>というコンパクトな市域の中で、市街化区域内における人口密度は 78.5 人/ha（令和2年）と高密度な市街地が形成されており、将来においても高い人口密度が維持される見込みです。
- ・ 将来にわたり生活サービス機能や公共交通の利便性が高く、多様なライフスタイルで住み続けられるような都市を維持するため、**市街化区域の全域を基本に、災害上の視点から含めない区域、非可住地を考慮して居住誘導区域を設定**します。



視点1 居住誘導区域に含むエリア

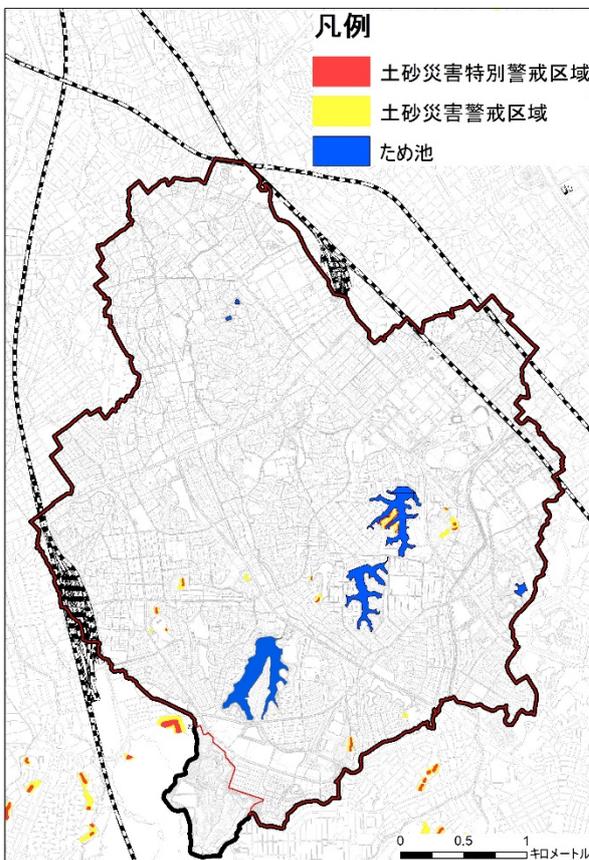
概ね市街化区域内の可住地では、人口密度 40 人/ha 以上が維持される見込み

出典：国土技術政策総合研究所  
 将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)  
 コーホート要因法・社人研パラメータ

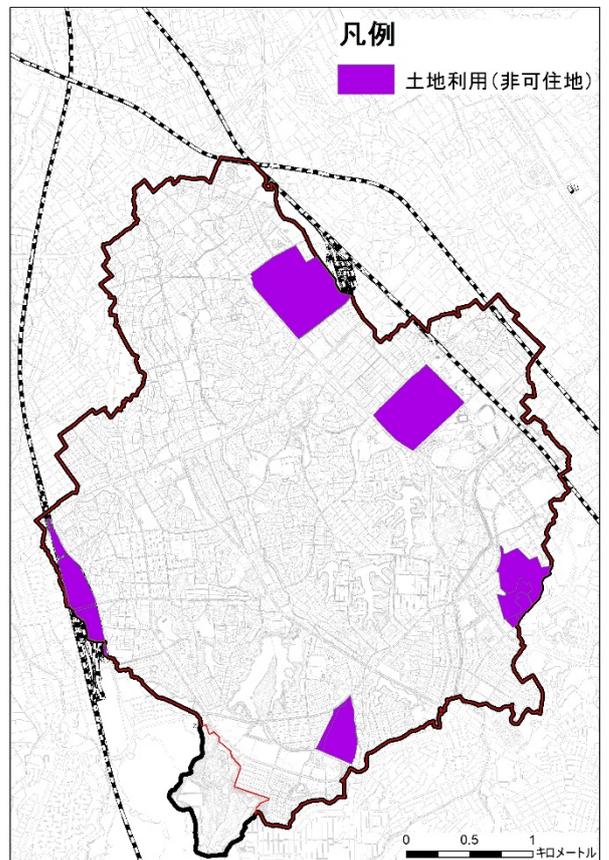


【2040年推計人口 100mメッシュ人口】

視点2 居住誘導区域に含めないエリア



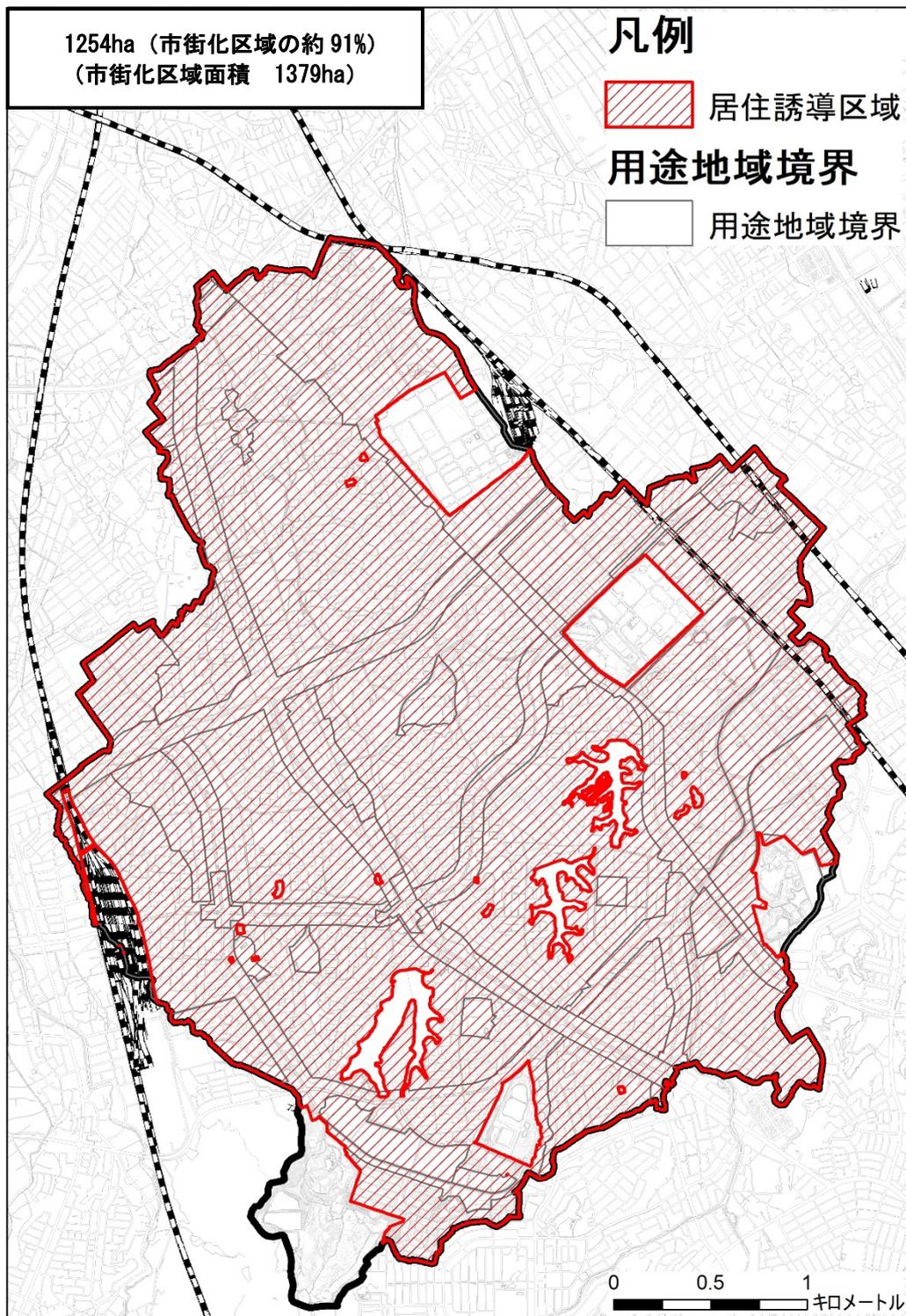
【災害上の視点から含めないエリア】



【非可住地等】

## 2) 居住誘導区域の設定

区域設定の考え方を踏まえ、本市における居住誘導区域を以下のとおり、設定します。



【居住誘導区域】

## (2) 都市機能誘導区域

本市における都市機能誘導は、第4章で位置付けた中心拠点周辺都市機能誘導区域、市民活動交流拠点周辺都市機能誘導区域、博多南駅周辺都市機能誘導区域において、それぞれの拠点特性に応じた都市機能の誘導・集積を図ります。

### 1) 区域設定の考え方

第4章で示した「都市づくりの方針2（84頁参照）」を実現するため、目指すべき都市構造における3拠点周辺を基本に、将来にわたり人口密度が高く居住地からアクセスしやすいエリア、高次都市機能が一定程度充実しているエリア、公共交通の利便性が高いエリアを総合的に勘案し、都市機能誘導区域を設定します。

#### 居住誘導区域内

- 視点1 居住誘導区域に含むエリア（人口密度、公共交通徒歩圏内）
- 視点2 居住誘導区域に含めないエリア（災害上の視点から含めないエリア、非可住地等）



#### 視点1 目指すべき都市構造における3拠点周辺

目指すべき都市構造における3拠点の中心から概ね800m圏

- ① 中心拠点・行政拠点
- ② 市民活動交流拠点
- ③ 地域拠点（JR博多南駅周辺）

#### 視点2 将来にわたり人口密度が高く、居住地からアクセスしやすいエリア

- ① 将来の人口密度40人/ha以上

#### 視点3 高次都市機能が一定程度充実しているエリア

- ① 高次都市機能が立地しているエリアから概ね800m圏

#### 視点4 公共交通の利便性が高いエリア

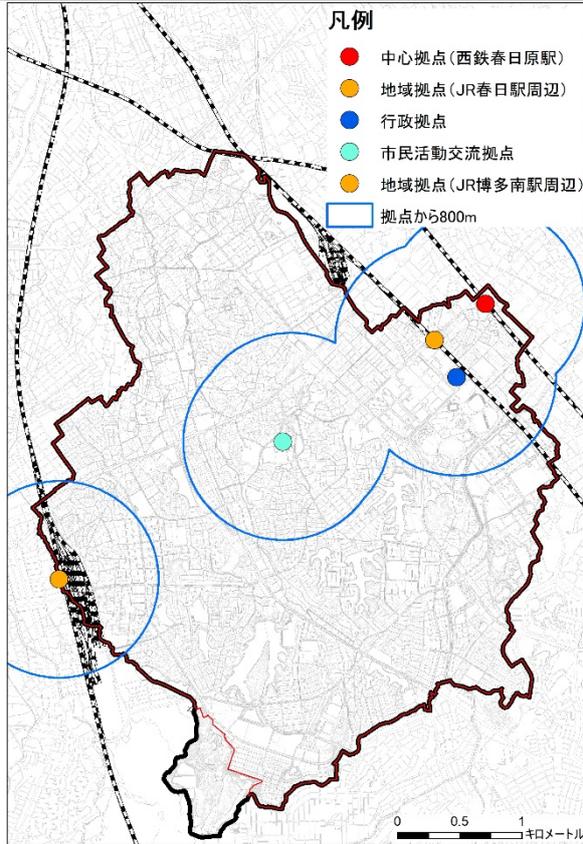
- ① 鉄道とバスの結節点から800m圏
- ② バスセンターから800m圏



視点1～視点4が重なるエリアを踏まえ、以下の境界を踏まえ、都市機能誘導区域を設定します。

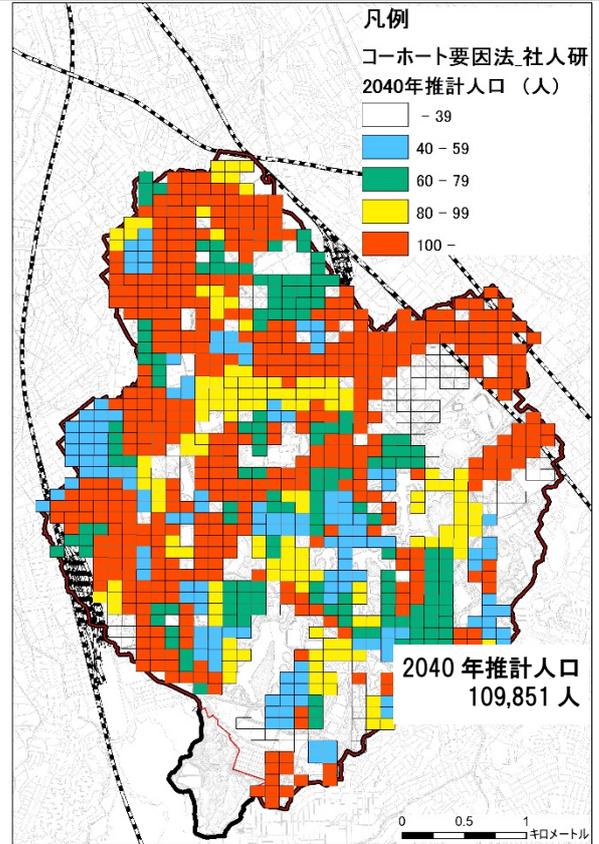
- 用途地域境界等の用途制限の根拠となる境界
- 道路や河川等の明確な地形地物による境界

視点1 目指すべき都市構造における3拠点周辺



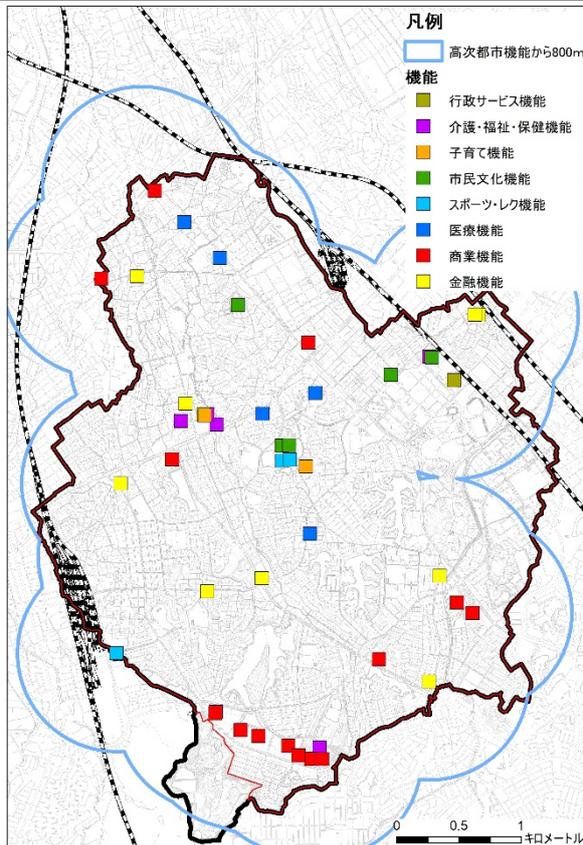
【目指すべき都市構造の3拠点周辺】  
(各拠点から800m圏)

視点2 将来にわたり人口密度が高く、居住地からアクセスしやすいエリア



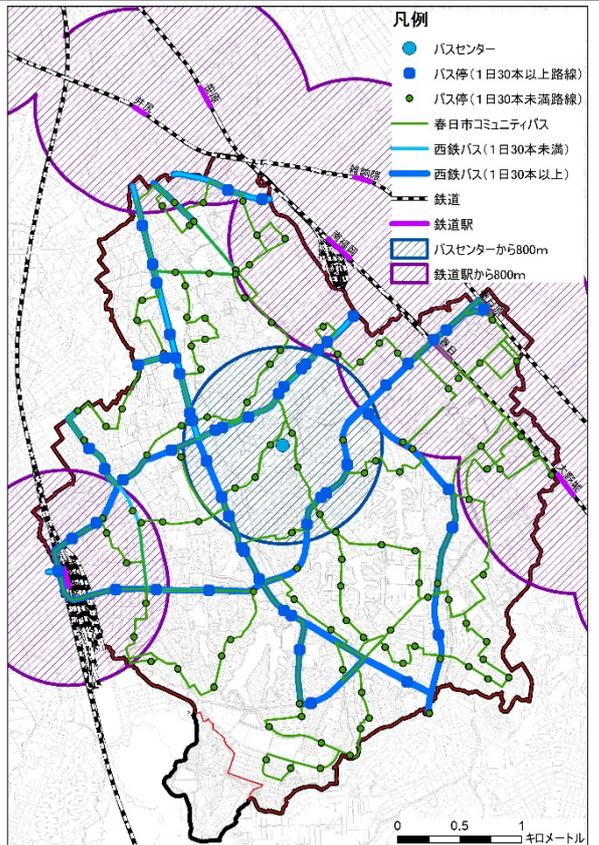
【2040年推計人口 100mメッシュ人口】  
将来人口・世帯予測ツール V2(H27国調対応版)  
※コーホート要因法・社人研パラメータ

視点3 高次都市機能が一定程度充実しているエリア



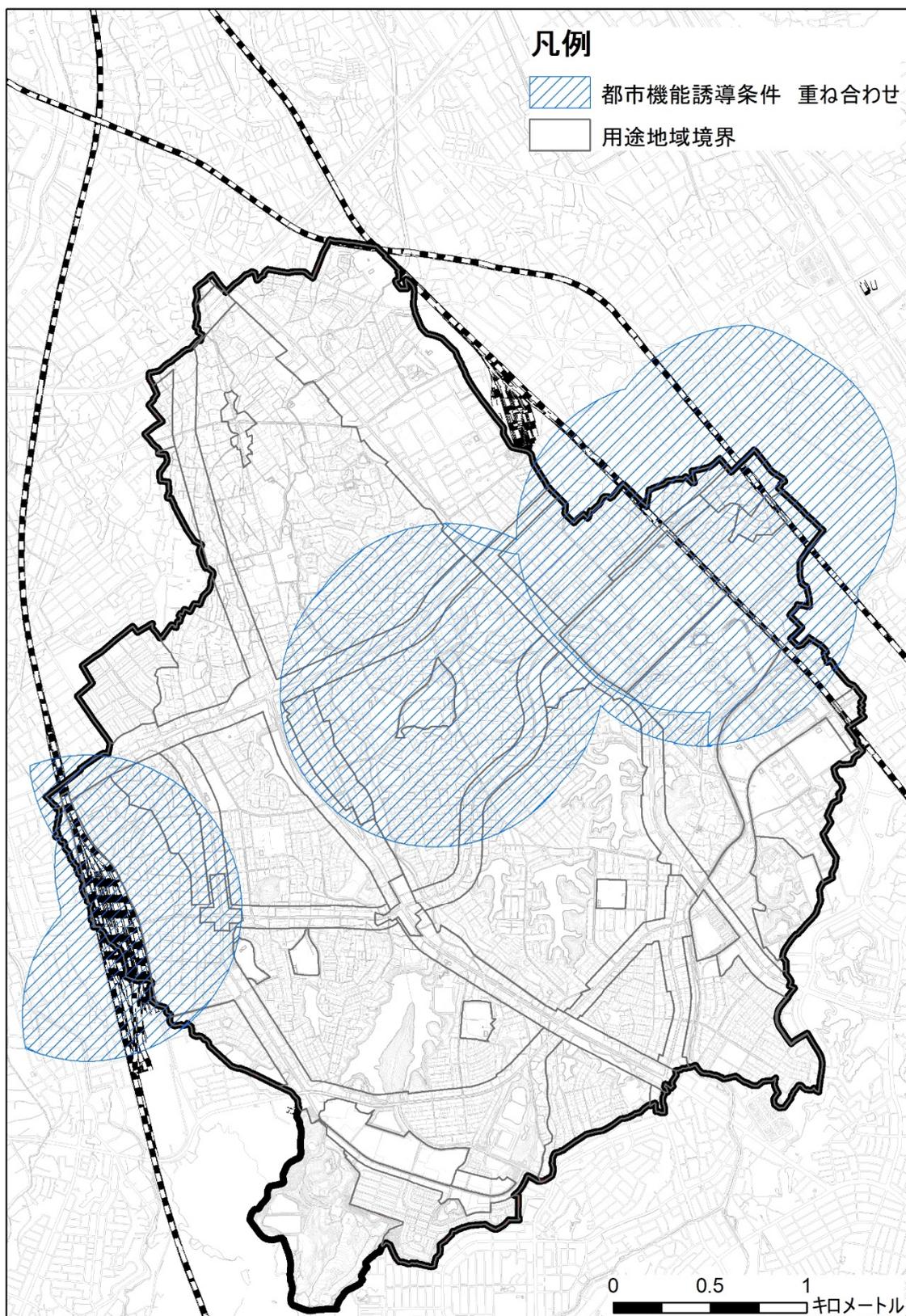
【高次都市機能から800m圏】

視点4 公共交通の利便性が高いエリア



【公共交通の利便性が高いエリア】

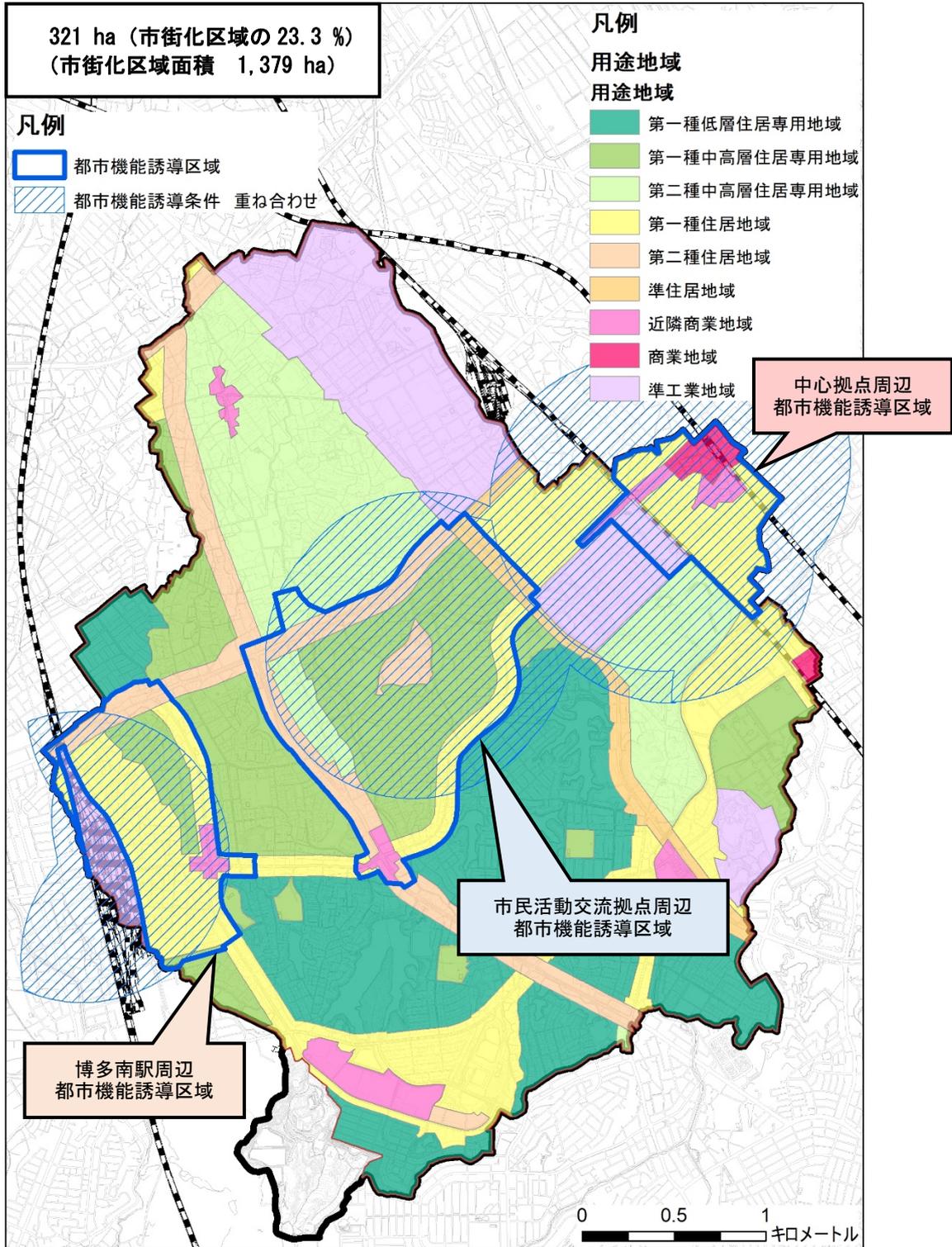
視点1～視点4を重ね合わせると、全てが重なるエリアは下図のようになります。



【重ね合わせ図】

## 2) 都市機能誘導区域の設定

視点1～4が重なる範囲を踏まえ、その範囲に近い用途地域境界、道路や河川等の地形地物により、都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。3拠点周辺における政策的な取組の範囲や日常生活圏域を踏まえ、用途地域による建築物の用途の制限との整合の観点から、重なる範囲に近い沿道型用途地域を含めた形で、都市機能誘導区域を設定します。



【都市機能誘導区域】

## 5-2 都市機能増進施設（誘導施設）

本市には、市民生活や都市活動を支える施設として、広域な利用圏域で市民サービス等を提供する「高次都市機能※」から、日常の生活圏にある身近な「生活利便機能」まで、多様な機能・規模・利用圏の施設があります。

本計画では、春日新50年プランや第4章で定めた都市づくりの理念・基本目標・目指すべき都市構造の実現に向けて、都市機能誘導区域に高次都市機能の集約・立地継続・立地誘導を図るため、都市機能増進施設（以下、「誘導施設」という。）を設定します。

※高次都市機能：市全域からの利用を前提として用途ごとに市内に1箇所あれば充足する機能（＝全市的施設）

### ■誘導施設設定の基本的考え方

「5-1 誘導区域」で定めた3つの都市機能誘導区域の特性を考慮して、区域ごとに施策・支援措置等の対象となる高次都市機能や、区域外への立地の際に届出・勧告等の対象とする高次都市機能を整理して、誘導施設を設定しています。

また、以下の集約・継続・誘導の観点から、本市の施設立地の現状からの誘導の方向性がわかるようにしています。

#### ■集約 機能集約

都市機能誘導区域外に立地する公共施設のうち、集約・再配置の検討対象となっている施設については、都市機能誘導区域への集約を図り、既に区域内に立地している施設との複合化等を進めます。

#### ■継続 立地継続

既に都市機能誘導区域内に立地する施設は、現位置において機能の維持・充実等を図ります。また、区域外に立地する施設については、当面は現位置での立地継続を基本としてアクセス性の維持・改善を図ります。

#### ■誘導 立地誘導

施設の新設などが計画される場合、都市機能誘導区域への立地が進むよう誘導し、拠点機能の維持・充実を図ります。

### ■都市機能誘導区域に誘導施設を設定すると・・・

都市機能誘導区域の「外側」に誘導施設に該当する建築物等を新築・改築・用途変更しようとする場合には、届出が必要となります。

### ■生活利便機能について

生活利便機能は、身近な生活圏への立地が求められる機能であるため、居住誘導区域全域において人口密度を維持することにより立地継続と誘導を図るものとし、都市機能誘導区域における誘導施設としては位置付けません。

▶第6章6-1 居住優等に係る施策

【誘導施設の設定と都市機能誘導の考え方】

誘導施設		中心拠点周辺 都市機能誘導区域 (西鉄春日原駅・ JR春日駅周辺)	市民活動交流拠点周辺 都市機能誘導区域 (ふれあい文化センター、 総合スポーツセンター周辺)	博多南駅周辺 都市機能誘導区域	都市機能誘導の考え方
行政サービス	中核的な行政施設	<b>継続</b> 立地継続	<b>集約</b> 機能集約	—	「中心拠点周辺」において、市民サービスの中核を担う行政機能を維持するとともに、「市民活動交流拠点」への出張所機能の集約を図る。
介護・福祉・保健	介護・福祉・保健の指導・相談・活動の拠点となる施設	<b>継続</b> 立地継続	<b>集約</b> 機能集約	—	「市民活動交流拠点周辺」において、既存の文化機能やスポーツ・レクリエーション機能との相乗効果が高まるよう、介護・福祉・保健等の施設の機能集約を図る。また、「中心拠点周辺」に位置する既存施設（県管理）の総合福祉センターとしての機能を維持させる。
子育て教育	全市の子育て支援と教育支援の中核となる施設	—	<b>継続</b> 立地継続	—	「市民活動交流拠点周辺」において、子育て世代の包括的な支援や不登校児童生徒に対して教育の支援を展開するため、全市を対象とする拠点としての機能の維持・充実を図る。
市民文化	市民全体を対象とした文化交流・コミュニティ施設	<b>継続</b> 立地継続	<b>集約</b> 機能集約	—	「市民活動交流拠点周辺」における多様な文化的活動のための都市機能として、既存の文化・学習、コミュニティ、図書館機能の維持・充実させるとともに、男女共同参画・消費生活センター機能の集約を図る。また、「中心拠点周辺」に位置する既存施設（県管理）の文化・学習施設の機能を維持させる。
スポーツ・レクリエーション	市民全体を対象としたスポーツ拠点施設	<b>継続</b> 立地継続	<b>継続</b> 立地継続	<b>継続</b> 立地継続	市民スポーツの拠点施設が立地する「市民活動交流拠点周辺」及び「博多南駅周辺」における既存のスポーツ拠点施設の機能の維持・充実させるとともに、「中心拠点周辺」に位置する既存施設（県管理）の健康・スポーツのための機能を維持させる。
医療	基幹的な医療施設	<b>誘導</b> 立地誘導	<b>継続</b> 立地継続	<b>誘導</b> 立地誘導	「市民活動交流拠点」と連携して、基幹的な医療施設の機能を維持・充実させる。新たな病院の立地が計画される際には、福岡県大規模集客施設の立地基準と連動して、「中心拠点周辺」や「博多南駅周辺」への立地を誘導する。
商業	広域的な集客力をもつ大規模小売店舗	<b>誘導</b> 立地誘導	—	<b>誘導</b> 立地誘導	福岡県大規模集客施設の立地基準と連動し、広域的な集客力のある大規模商業施設や地域の生活利便性を支える商業施設が新たに計画される際に、「中心拠点周辺」や「博多南駅周辺」への立地を誘導する。
金融	決済や融資などの機能を有する金融機関	<b>継続</b> 立地継続	<b>継続</b> 立地継続	<b>継続</b> 立地継続	「3拠点周辺」において、決済や融資などで地域経済（商業・業務）を支える金融機能を維持・充実させる。

高次都市機能の集約・継続・誘導

相乗効果

【第6章 誘導施策】6-2(1)3 拠点周辺の生活利便機能の向上

居住誘導区域の中でも、特に生活利便性の高いエリアとして、日常利用の育て支援サービスやスーパーマーケット、クリニックのほか、コワーキングスペースなど新しいライフスタイルに対応した施設・サービスなどが充実するよう施策を展開する。

【参考】法・条例等における各分野の誘導施設の規定

■行政サービス

- ・ 地方自治法第4条第2項に基づき設置する地方公共団体の事務所
- ・ 地方自治法第244条第1項に基づき設置する公の施設
- ・ その他、県・市条例・要綱等に基づき設置する施設

■介護・福祉・保健

- ・ 障害者総合支援法第5条第11項に定める障害者支援施設
- ・ 地域保健法第18条に定める市町村保健センター
- ・ 社会福祉法第14条に基づき設置する福祉に関する事務所、同法第106条の3に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする施策・措置の実施に係る施設
- ・ 老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター
- ・ 介護保険法第115条の45に規定する介護予防・日常生活支援の事業を行う施設
- ・ その他、県・市条例・要綱等に基づき設置する施設【※1】

【※1】 県・市条例・要綱等に基づき既に設置されている「介護・福祉・保健」に係る公共施設

障がい福祉施設 (福祉ばれっと館)	【法】障害者総合支援法第5条第11項 【綱】春日市公の施設の設置及び管理に関する条例
保健センター (いきいきプラザ)	【法】地域保健法第18条、 介護保険法第115条の45(いきいきルーム) 【綱】春日市いきいきプラザ設置条例
社会福祉センター (社会福祉協議会)	【法】社会福祉法第109条
老人福祉センター (ナギの木苑)	【法】老人福祉法第20条の7 【綱】春日市老人福祉センター設置条例
(総合福祉センター) クローバープラザ	【綱】福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

■子育て・教育

- ・ 母子保健法第22条第1項に基づき設置する母子健康包括支援センター
- ・ 子ども・子育て支援法第59条第1号、児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業、同法第21条の11第1項及び第2項に定める子育て支援事業を行う事務所
- ・ 教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)第10条に定める不登校児童生徒に対して支援する施設
- ・ その他、県・市条例・要綱等に基づき設置する施設【※2】

【※2】 県・市条例・要綱等に基づき既に設置されている「子育て」に係る公共施設

子ども・子育て相談センター(子育て世代包括支援センター) ※いきいきプラザ内	【法】母子保健法、子ども・子育て支援法、児童福祉法 【綱】春日市いきいきプラザ設置条例 【要綱】春日市子育て世代包括支援センター事業実施要綱
教育支援センター ※学びの多様化学校への移行などあり方を変更する場合を含む	【法】教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)

## ■市民文化

- ・ 図書館法第2条1項に定める**図書館**
- ・ 社会教育法第20条に規定する目的で設置する**公民館**
- ・ 地方自治法第244条第1項に基づき設置する**公の施設**
- ・ 消費者安全法第10条に基づき設置する**消費生活センター**
- ・ その他、県・市条例・要綱等に基づき設置する**施設【※3】**

【※3】 県・市条例・要綱等に基づき既に設置されている「市民文化」に係る公共施設

ふれあい文化センター (文化・学習施設) (中央コミュニティ共用施設) (市民図書館)	【法】 地方自治法、図書館法 【条例】 春日市ふれあい文化センター設置条例
男女共同参画・消費生活センター	【法】 消費者安全法第10条 【条例】 春日市公の施設の設置及び管理に関する条例、春日市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

## ■スポーツ・レクリエーション

- ・ スポーツ基本法第12条に基づき設置する施設
- ・ その他、県・市条例・要綱等に基づき設置する施設【※4】

【※4】 県・市条例・要綱等に基づき既に設置されている「スポーツ・レクリエーション」に係る公共施設

総合スポーツセンター、 温水プール、 春日西多目的広場公園	【法】 スポーツ基本法 【条例】 春日市スポーツセンター条例 春日市総合スポーツセンター（体育館・屋外競技施設・温水プール） 春日西多目的広場公園（※条例上は春日市西野球場） 春日市北スポーツセンターNHKラジオパーク（卓球上・テニスコート・野球場）
-------------------------------------	---

## ■医療

- ・ 二次救急医療体制に位置付けのある医療機関
- ・ 医療法第1条の5第1項に掲げる**病院【※5】**  
(二十人以上の患者を入院させる施設を有するもの)

【※5】 既に立地している病院の病床数（参考）

樋口病院	一般病床 60床
自衛隊福岡病院	一般病床 170床
福岡徳洲会病院	一般病床 602床
石津病院	一般病床 60床
渡辺病院	一般病床 51床

## ■商業

- ・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗のうち、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの

## ■金融

- ・ 銀行法第2条に定める**銀行業を営む施設**

【参考】 春日市における施設の立地状況

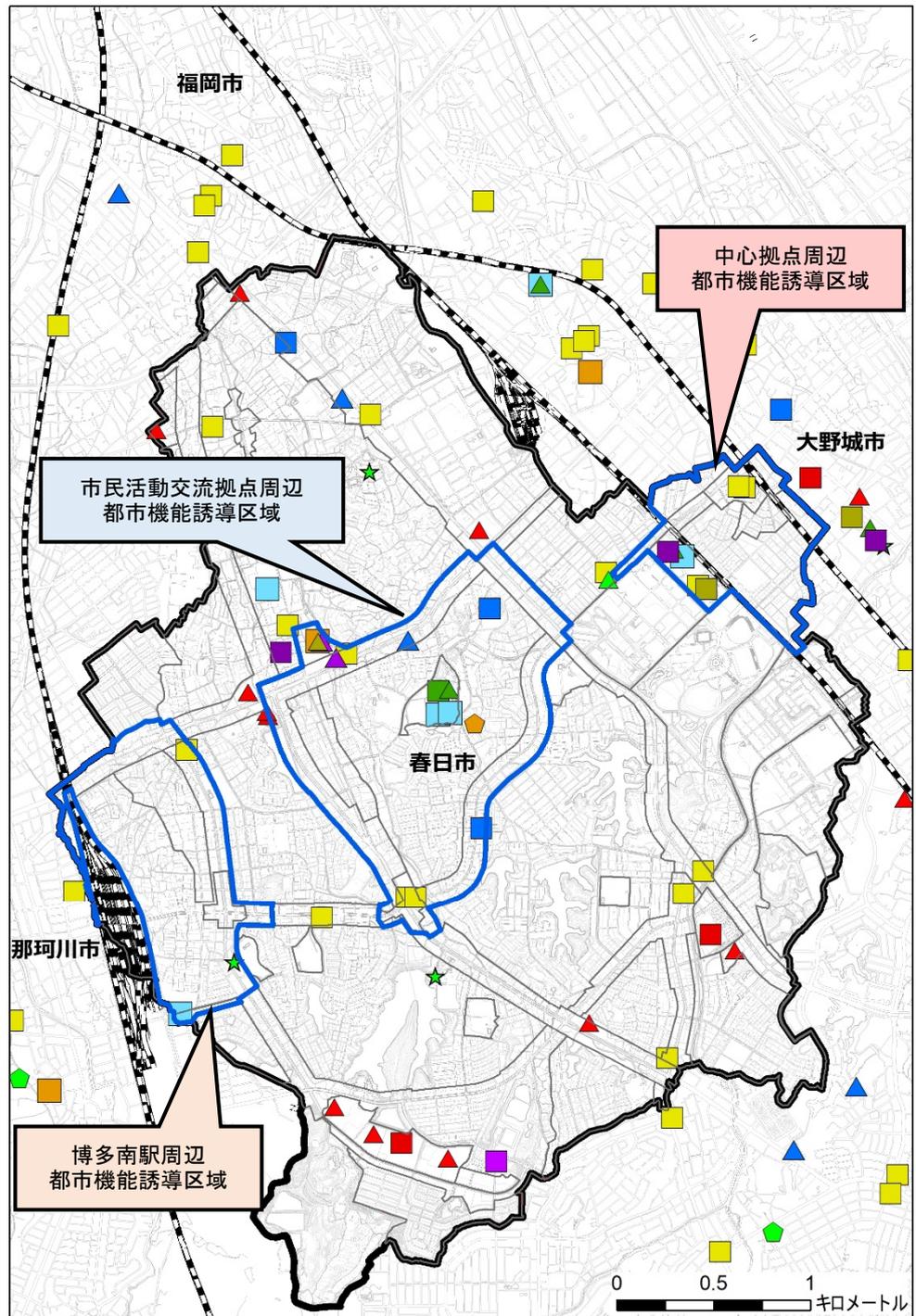
現状の立地状況 都市機能	＜高次都市機能＞（全市的施設）				生活利便機能 身近な生活圏での 利用を前提として、 各地域の住民が 利用する施設	
	機能集約を 検討している もの	既存施設				
		誘導区域内に立地		誘導区域外 に立地		
	中心拠点 周辺	市民活動交流 拠点周辺	博多南 駅周辺			
行政サービス		・市役所	・西出張所 ※いきいきプラザ内			
介護・福祉・保健	・春日市中央 部市民活動 交流拠点複 合施設 <b>検討中</b>	・クローバ ープラザ (県) ※総合福祉 センター等	・障がい福祉施設 (福祉ぱれっと館) ・保健センター (いきいきプラザ)		・社会福祉センター ・老人福祉センター (ナギの木苑)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・通所型事業所等 (デイサービス等)</li> <li>・訪問系事業所 (訪問介護・看護等)</li> <li>・短期入所系施設 (ショートステイ等)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
子育て教育			<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て 相談センター (子育て世代包括 支援センター) ※いきいきプラザ内</li> <li>・教育支援センター</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・すくすくプラザ・</li> <li>・児童センター</li> <li>・学童保育施設</li> <li>・幼稚園、保育所（園）</li> </ul>	
市民文化		・クローバ ープラザ (県) ※文化・学習 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい文化セ ンター (文化・学習施設/中 央コミュニティ共用 施設/市民図書館)</li> </ul>	※那珂川市側 にナカイチ ※が立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奴国の丘歴史資 料館</li> <li>・男女共同参画・ 消費生活センタ ー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白水大池公園 星の館 (天体観測所)</li> <li>・地区公民館</li> <li>・コミュニティセンター</li> <li>・コミュニティ供用施設</li> </ul>
スポーツ・レクリエーション		・クローバ ープラザ (県) ※スポーツ・ 健康増進施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合スポーツセ ンター</li> <li>・温水プール</li> </ul>	・春日西多 目的広場 公園		
医療			<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院：二次救急 (樋口病院、自衛 隊福岡病院)</li> <li>・その他病院</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院：二次救急 (福岡徳洲会病院)</li> <li>・その他病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所 (クリニック)</li> <li>・調剤薬局</li> </ul>
商業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗 ※中心拠点周辺（大野城市内）には、イオン大野城ショッ ピングセンターが立地</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーマーケット</li> <li>・コンビニエンスストア</li> <li>・ドラッグストア</li> <li>・レンタルオフィス</li> </ul>
金融		・銀行			・銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便局、信用金庫</li> <li>・ATM</li> </ul>

※ナカイチ：那珂川市の博多南駅前ビル・博多南駅前公園・博多南駅前広場・博多南駅前自転車駐車場の4つの公共施設の総称。アートやカルチャーをきっかけにまちとのかかわりを生むビル活用プロジェクト（こととば那珂川）を展開しています。

【参考】 春日市及び周辺における高次都市機能の立地状況

凡例

- 都市機能誘導区域
- 行政サービス機能**
- 市役所
- 出張所
- 介護・福祉・保健機能**
- 社会福祉センター
- 老人福祉センター
- 障がい福祉施設
- 社会保健施設
- 子育て・教育機能**
- 子育て支援センター
- 教育支援センター
- 市民文化機能**
- 総合文化センター
- 中央公民館
- 図書館
- 男女共同参画・消費生活センター
- 博物館・科学館
- スポーツ・レクリエーション機能**
- 総合スポーツセンター
- 商業機能**
- 広域型商業施設(10,000㎡超え)
- 地域型商業施設(3,000㎡超え)
- 医療機能**
- 病院(二次救急)
- 病院
- 金融機能**
- 銀行



## 5-3 春日市における届出制度の運用

### (1) 居住誘導・都市機能誘導のための届出のしくみ

立地適正化計画は、市が有する公共施設のみでなく、民間事業者が有する都市機能施設についても、各種施策の展開によって誘導し、望ましい都市の実現を目指すものです。

本計画で定める居住誘導区域や都市機能誘導区域から外れた場所で、一定規模以上の住宅開発や建築・開発行為を行う場合は、行為を行う30日前までに行為の種類や場所について、市長への事前の届出が義務付けられます。

これは、持続可能な都市づくりに向け、届出というやり取りを通じて、よりきめ細やかな土地利用を緩やかに図ろうとするもので、強制的に住む場所や各種施設の立地を集めようとしたり、区域外となるエリアに立地する施設や住宅等を直ちに移転させたりするものではありません。

### (2) 居住誘導区域と事前届出（都市再生特別措置法第88条）

前段で設定した居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発等を行う場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに届出が必要となります。

#### <届出対象となる行為>

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為</li> <li>・ 3戸未満の住宅の建築を目的とする1,000㎡以上の開発行為</li> </ul>
建築行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅を新築する場合</li> <li>・ 建築物の改築や用途変更により3戸以上の住宅とする場合</li> </ul>



ただし、次に掲げる行為については、届出は不要となります。

- ①軽易な行為その他の行為として、住宅で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築、改築や建物用途の変更によりこれらの住宅とする行為
- ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③都市計画事業の施行として行う行為等

表 届出が必要な行為

住宅の戸数	開発行為		建築行為
	1,000㎡以上	1,000㎡未満	
1～2戸	必要	不要	不要
3戸以上	必要	必要	必要

届出内容等が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、市が届出者に対して住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることがあります。また、その場合において、居住誘導区域内の土地の取得等についてあっせん等を行うことがあります。

**(3) 都市機能誘導区域・誘導施設と事前届出（都市再生特別措置法第108条）**

前段で設定した都市機能誘導区域外で誘導施設の開発・建築等の行為を行う場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに届出が必要になります。

＜届出対象となる行為＞

<b>開発行為</b>	・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
<b>建築行為</b>	・誘導施設を有する建築物の建築を新築する場合 ・建築物の改築や用途変更により誘導施設を有する建築物とする場合

ただし、次に掲げる行為については、届出は不要となります。

- ①軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③都市計画事業の施行として行う行為等
- ④その他市の条例で定める行為

届出内容等が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるとき、市が届出者に対して誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることがあります。また、その場合において、都市機能誘導区域内の土地の取得等についてあっせん等を行うことがあります。

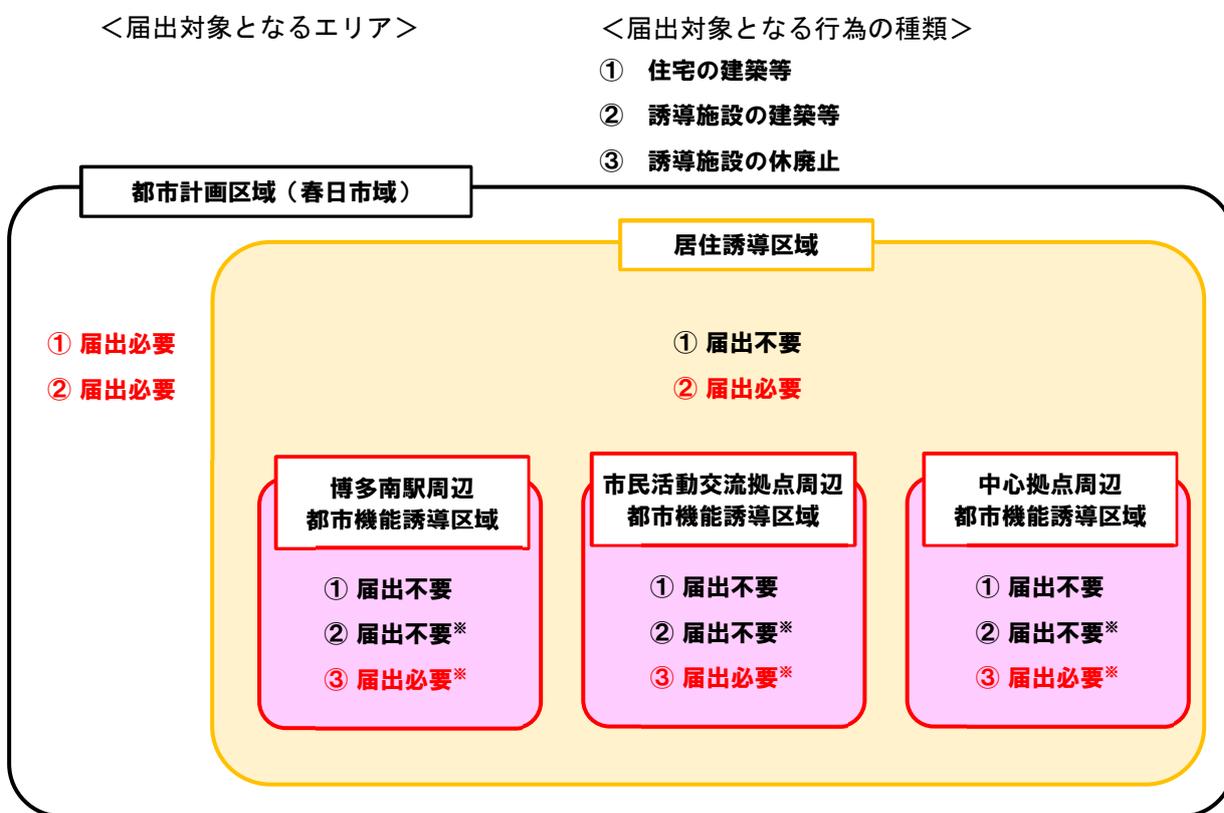
**(4) 誘導施設の休廃止の届出（都市再生特別措置法第108条の2）**

前段で設定した都市機能誘導区域内で誘導施設の休止又は廃止をする場合は、その30日前までに届出が必要になります。

届出があった場合に、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、市が届出者に対して、建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることがあります。

**(5) 届出を怠った場合等の措置（都市再生特別措置法第130条）**

届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合には、罰則が設けられています。



※都市機能誘導区域であっても、誘導施設の建築等において届出が必要となる場合があります。  
また、誘導施設の休廃止において、届出が不要となる場合があります。

